

令和8年2月 区宮住宅（身体障がい者住宅） 入居者募集

身体障がい者世帯用の募集です。
選考方法は、ポイント方式です。住宅困窮度などをポイント化し高い方を入居予定者に決定します。

●募集戸数

幡ヶ谷二丁目住宅 世帯用(3DK): 1戸 ※車いす使用可

●配布期間

令和8年2月2日(月)～9日(月)

・申し込みは郵送で2月16日(月)までに渋谷区宮住宅等窓口：指定管理者(株)東急コミュニティに届いたもの(消印有効ではありませんのでご注意ください)。

●申込方法

- ・申込資格(P4～6)をお確かめの上、記入例を参照し「申込書」「調査表」に必要事項を記入してください。
- ・封筒に「申込書」「調査表」を入れ、郵送してください。

(封筒には110円切手を貼ってください。)

●注 意

- ・申込みは、一世帯につき一通です。
- ・重複申込みなどは、全ての申込みを無効とします。
- ・申込み後の変更・訂正はできません。

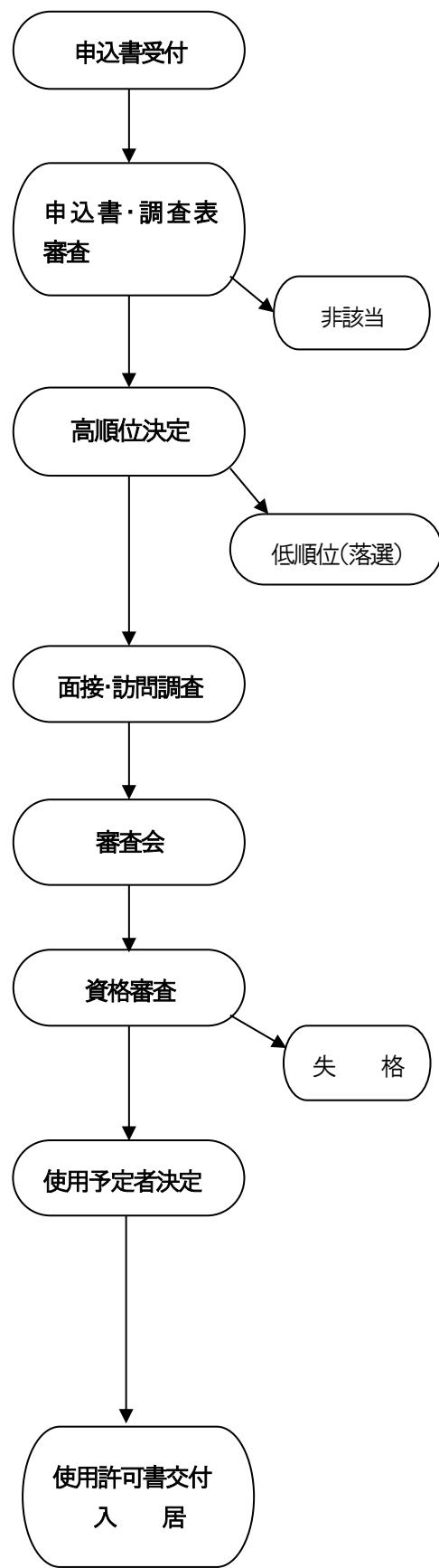
●問い合わせ先

渋谷区宮住宅等窓口：指定管理者(株)東急コミュニティ ☎ 3463-3552

目 次

	ページ
◇申込から入居まで	1
◇募集する建物の概要	2
◇間取図	3
◇申込資格	4 ~ 6
◇所得金額の計算方法	7 ~ 10
◇特別控除について	11
◇申込書記入例	12 ~ 13
◇申込書の書き方	14

— 申込から入居まで —



配布期間 2月2日(月)～2月9日(月)

申込締め切り 2月16日(月)必着

- 申込書・調査表により住宅困窮度等を審査します。
- 申込資格のない方、複数の申込みをされた方には非該当の通知を送付します。

低順位通知及び高順位通知 3月上旬発送

- 低順位通知 申込書・調査表により、住宅困窮度を審査し、順位の低い方には、低順位通知を送付します。(抽選方式の募集の落選と同じ意味です。)
- 高順位通知 高順位の方には訪問調査の通知を送付します。

面接・訪問調査 3月中旬(予定)

- 高順位者の自宅に訪問調査に伺います。
- 調査結果をもとに住宅困窮度等をポイント化します。
- その結果をもとに審査会にて審査対象者と補欠者を決定します。
- 同程度のポイントの方が複数いた場合は抽選により決定します。(対象者に抽選番号を通知します。)

資格審査 3月下旬(予定)

- 審査対象者の方に必要書類を提出して頂きます。審査の結果、資格が満たない場合は失格となります。

使用予定者決定 4月

入居手続 5月上旬～

- 使用予定者は、指定された期日までに敷金を納入していただきます。
- 入居にあたり連帯保証人1人もしくは保証会社との契約が必要となります。連帯保証人の場合は、その方の住所・氏名・生年月日などが確認できる書類及び所得を証明する書類を提出していただきます。

入居 5月中旬～順次

- 敷金の納入等が確認された後、区営住宅使用許可書を交付します。

— 募集する建物の概要 —

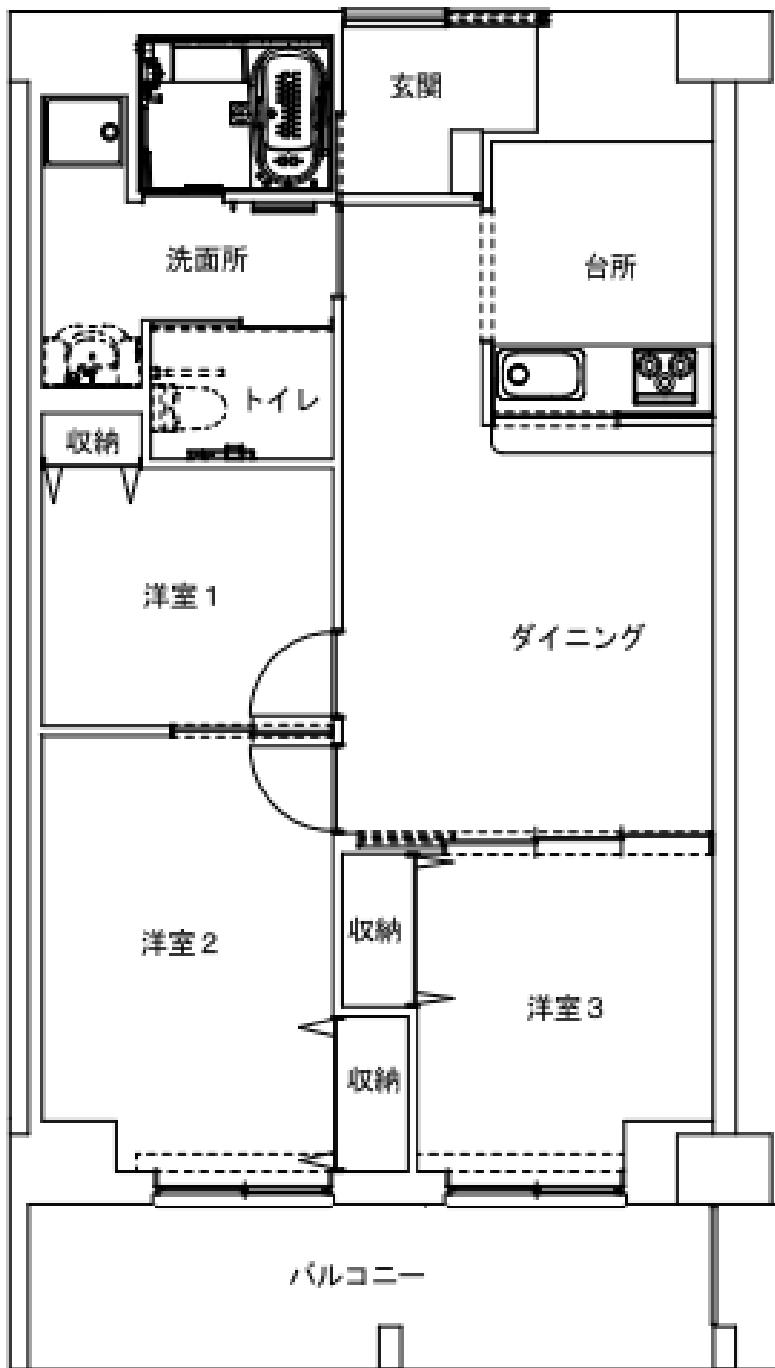
幡ヶ谷二丁目住宅	
申込区分	身体障がい者 世帯用
募集戸数	1戸
専有面積	約72.5m ²
間取り	3DK
所在地	渋谷区幡ヶ谷2丁目42番15号
交通機関	京王新線「幡ヶ谷駅」徒歩約7分
設備	エレベーター（1基）
構造	鉄筋コンクリート造 地上4階 ＊住宅は2階～4階部分 1階は保育園、地域包括センター
敷金	使用料の2か月分
月額使用料（予定）	月額 48,500円～95,200円 (所得により異なります)
共益費	月額2,000円
入居予定期限	令和8年5月中旬以降

《 住宅の主な仕様及び注意事項 》

- (1) 建物内の共有部分、住宅専用部分の玄関、トイレ、浴室内の必要な箇所に手すりを設置し、各部屋間、浴室、トイレすべての段差を解消しています。また、各住戸に緊急通報システムを設置しています。
- (2) 常駐の管理人等はいません。
- (3) エアコンは1台設置しています。なお、石油・ガスストーブ、ファンヒーターは使用できません。
- (4) 犬・猫などのペットを飼うことはできません。

一 間取図 (幡ヶ谷二丁目住宅:世帯用) 一

身体障がい者世帯用 約72.5m²



- ・間取図は、参考として掲載しています。
- ・入居する部屋とは一部異なる場合があります。
- ・エアコンは1台設置しています。

— 申込資格 —

申込できる方は次の1～6の全てに該当する方です。

1 渋谷区に引き続き2年以上(令和6年2月17日以前から)居住する成年者
(平成20年2月17日以前生まれの方)である。

- ・住民票で確認が必要です。
- ・外国人の場合は、日本国に永住・定住することを認められた方
- ・成年者は18歳未満の既婚者を含みます。

2 世帯用住戸の申込要件を満たす方

(1) 世帯に身体障害者手帳の交付を受けている1～4級の身体障がい者がいる。又は、
戦傷病者手帳の交付を受けている恩給法別表第1号表ノ2の特別項症～第6項症、別表
第1号表ノ3の第1款症の障がい者がいる。
※身体障がいのあるかたが未成年の場合は、その他のかたが使用者となります。

(2) 2人以上の親族で構成された世帯である。
※親族には、内縁、婚約者、里子、渋谷区パートナーシップ証明書を受けた者を含みます。

◎現在別に住んでいる方と申込む場合は、次のいずれかに該当すること

- (ア)申込日現在、税法上の扶養関係にあること
(イ)独立して生計を営む、申込者の3親等内の直系血族又は直系姻族
(ウ)婚約者(入居手続きまでに入籍し、その証明ができること)
(エ)里子(里親である申込者本人に委託されている児童)
(オ)渋谷区パートナーシップ証明書を受けた者

◎内縁関係の場合、住民票で「未届けの夫(または妻)」となっており、
戸籍上の配偶者がいないこと

◎次の例のように、家族を分離しての申込みは出来ません。

- (ア)夫婦が別居をする申込み
(イ)基本的に、現に同居している親族を除いた申込み

※申込後、申込者・同居親族の変更はできません(出生、死亡の場合を除く)。

※出産予定の場合、申込日時点で生まれていなければ、同居親族数には含まれません(ただし、
生まれた子の入居は可能です)。

3 世帯の所得が所得基準内である。

入居する方全員の所得の合計が、下記「所得基準表」の世帯人数に応じた所得基準の範囲
内であること

※9から13ページを参考にして、あなたの世帯の所得を確認してください。

【所得基準表（世帯用）】

世帯人数	所 得 金 額
2人	0円～2,948,000円
3人	0円～3,328,000円
4人	0円～3,708,000円
5人	0円～4,088,000円
6人	0円～4,468,000円

(家族数が7人以上の世帯は、渋谷区営住宅等窓口へお問い合わせください)

4 住民税を滞納していない。

5 入居する方全員が暴力団員でない。

ここでいう暴力団員とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」第2条第6号に規定する暴力団員をいいます。確認のため、警視庁へ照会する場合があります。

6 現に住宅に困っている(自家所有者や公的な賃貸住宅の居住者でない)。

原則として、自家所有者（住宅または土地の所有者）、公的な住宅（UR賃貸住宅・公社住宅・都民住宅・都営住宅・区営住宅・借上げ等高齢者住宅・区民住宅、官舎その他国又は地方公共団体が供給する住宅）の入居者は申し込みできません。ただし、次のいずれかに該当する場合は、申し込むことができます。

(1) 自家所有者の場合

- ① 住宅が著しく老朽化しており、再建築が困難と認められる住宅にお住まいの方で、区営住宅入居後2か月以内に取り壊しを証明する登記簿謄本等を提出できる場合
→ 入居手続時までに取り壊しの契約書等で確認します。
- ② 差押、正当な事由による立ち退き要求等により自家所有者でなくなる場合
→ 入居手続時までに所有権移転登記後の登記簿謄本等で確認します。

(2) 都営住宅の入居者

- ① 木造住宅または簡易耐火住宅に入居している。
- ② 浴室のない住宅に入居している。

(3) UR賃貸、公社、都民住宅等にお住まいの方は下記の場合に申し込むことができます。

- ① 現在の家賃が年収を月額に換算した額の20%以上であるとき
- ② 住宅が著しく狭い場合
(居住室が畳に換算して1人あたり3畳以下。3人以上の場合は3.5畳以下)
- ③ 現に入居している住宅の建替えが決定されているときなど
→入居手続時までに証明書類を確認します。

一注意事項一

入居にあたっては、連帯保証人及び身柄引受人が必要です。

連帯保証人及び身柄引受人各1名が必要です（同一人物でも構いません）。

一緒に入居される方は連帯保証人や身柄引受人になれません。

連帯保証人資格

- ① 日本国内に住所を有する成年者
- ② 毎月継続した収入があり、年間所得金額1,248,001円（給与所得者の場合、支払金額が2,044,000円）以上の方

※提出書類として、住民票、課税証明書、印鑑登録証明書等が必要となります。

※個人の連帯保証人が選出できない方は、保証会社をご利用いただくことができます。

資格審査対象者になった時、ご相談ください。

※資格について不明な点がありましたら、渋谷区営住宅等窓口までお問い合わせください。

所得の算出方法

まず 所得の種類を確かめましょう

給与所得

給料、賃金、ボーナスなどの所得です。会社員、店員、日雇い労働者、パートなどの所得をいいえます。

給与でいう、年収とは給与所得控除をする前の金額であり、所得とは異なります。

7~8ページ参考

事業等所得

事業所得、利子所得、配当所得、不動産所得、雑所得などの所得をいいます。自営業、外交員などの所得をいいます。

これらの所得は、確定申告書で確認してください。

9ページ参考

年金所得

厚生年金、国民年金、共済年金などです。
遺族年金、障害年金など
は含みません。

10ページ参考

一所得としないもの一

- ① 次の収入は〇円とし、所得となりません。

 - 仕送り、増加恩給（併給される普通恩給を含む）、遺族年金、障害年金、失業給付金、労災保険の各種給付金、生活扶助料、支援給付金等の非課税所得、退職金等の一時的な所得

② 過去に収入があっても、申込日現在失業中の方は〇円とします。

給与所得の方

- ① 現在の勤め先へ就職した日が 令和7年1月1日以前の方

支 払 を受 け る 者		住 居 所 又 は						氏 名																
種 別		支 払 金 額		給 与 / 所 得 控 除 後 の 金 額				給 与 / 控 除 の 額 の 合 计 額		源 泉 徴 収 税 額														
給 与 ・ 賞 与		内	百万	千	内	百万	千	内	百万	千	内	百万	千	内	百万	千	内	百万	千	内	百万	千	内	
		2	3	8	6	9	9	8	1	5	8	8	8	0	0									
控除対象配偶者の有無等		配偶者の額		扶 赤 緑 紫 の 数 (配偶者を除く)				被 扱 者 の 数 (大人を除く)		社会保険料 等の金額		生 命 保 険 料 の控除額		損 害 保 険 料 の控除額		住 宅 借 入 金 等 特別控除の額								
有	無	老 人	特 定	老 人	そ の 他	特 別	そ の 他	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	内	人	
(摘要)		年調定率控除額 円												配偶者の合計所得		個人年金保険料の額								

〔原票徵収票の出ない方〕令和7年1月から12月までの税込支給額を合計した金額が年間総収入額となります。

申込書の「支払給与と総額欄」に記入し、次ページ下段の計算式で年間総収入額を所得金額に換算します。

② 現在の勤め先へ就職した日が 令和7年1月2日以降の方

現在の勤め先で、あなたの月別収入
を記入してください。

働いた月	税込支給額	賞与
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
月		
合計	収入計	賞与計

次の(1)(2)(3)にあてはまるケースを選び、収入を計算します。

(1) 就職した日が令和7年1月2日～令和8年2月1日までの方

(令和7年2月から令和8年1月までの合計となります)

$$\boxed{\text{収入計}} + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(2) 就職した日が令和7年2月2日以降の方

(就職した翌月から令和8年1月までの収入計を収入のあった月数で割り、それを12倍します。それにその間の賞与を加えます。)

$$\boxed{\text{収入計}} \times 12 + \boxed{\text{賞与計}} = \boxed{\text{推定年収}}$$

(3) 就職した日が最近で、まだ1ヶ月分の給料が支給されていない方

(基本給、家族手当、住宅手当など毎月必ず支給される固定的給料を12倍)

$$\boxed{\text{固定的給料}} \times 12 = \boxed{\text{推定年収}}$$

*病気等により1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて計算

*2ヵ所以上から給与をうけている場合は合算して計算

● 年間総収入額を所得金額に換算します。次の表に従って、**年収額を所得に換算**してください。

12か月分の収入額 ①	税法上の所得金額	区営住宅の所得金額 ②
651,000円未満	0円	0円
651,000円以上 1,900,000円未満	12か月分の収入額 - 650,000円	税法上の所得金額 - 100,000円
1,900,000円以上 3,604,000円未満	●次の通り、12か月分の収入額を端数整理します。 $\boxed{12\text{か月分の収入額}} \div 4 = A$ $B \times 2.8 - 80,000\text{円}$	
3,604,000円以上 6,600,000円未満	$\rightarrow A\text{の}1,000\text{円未満を切り捨てた額} = B$ $\rightarrow B\text{を右の計算式に当てはめてください。}$ $B \times 3.2 - 440,000\text{円}$	税法上の所得金額 - 100,000円
6,600,000円以上 8,500,000円未満	12か月分の収入額 $\times 0.9 - 1,100,000\text{円}$	

申込書への記入について

【年収】①を支払給与総額欄へ、計算結果【区営住宅の所得金額】②を所得欄へ記入してください。

事業等所得の方（自営業・外交員等）

- ① 現在の仕事を始めた日が 令和7年1月1日以前の方
確定申告をしている方

令和7年分の所得税確定申告書B

〈第一表〉

事業	営業等	①		1	4	8	8	8	0	0
	農業	②								
	不動産	③								
	利子	④								
	配当	⑤								
	給与	⑥								
	雑	⑦								
	総合譲渡・一時 ○+{ (○+○) × 1/2 }	⑧								
	合計	⑨		1	4	8	8	8	0	0

⑨の金額から⑧を差引いた金額が所得金額となります。

申込書の所得金額欄に記入します。

※令和7年分の確定申告書を作成していない場合は、下記②により所得金額を計算してください。

- ② 現在の仕事を始めた日が 令和7年1月2日以降の方

現在の仕事を始めた時から、月別収入

必要経費、所得金額を記入してください。

働いた月	収入金額	必要経費	所得金額
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
月			
合計			

次の(1)又は(2)にあてはまるケースを選び、所得を計算します。

- (1) 現在の仕事を始めた日が令和7年1月2日～令和8年2月1日までの方
(令和7年2月から令和8年1月までの合計となります)

推定所得金額

→ 申込書の所得欄に記入

- (2) 現在の仕事を始めた日が令和7年2月2日以降の方
(現在の仕事を始めた翌月から令和8年1月までの所得金額の合計を営業した月数で割り、それを12倍します。)

所得金額合計

×12 =

推定所得金額

→ 申込書の所得欄
に記入

*病気等により1ヶ月以上収入のない月がある場合は、その月を除いて計算

年金を受けている方

- * 年金の「所得金額」は、支給を受けた金額ではありません。
- * 令和7年1月から12月までに支払を受けたすべての年金などを合計し、以下の説明により「所得金額」に換算してください。ただし、「遺族」「障害」にかかる年金は除きます。

① 令和6年12月以前から年金を受けている方

「令和7年分公的年金等の源泉徴収票」などで確認してください。

「源泉徴収票」の場合

令和7年分 公的年金等の源泉徴収票				
支 払 を 受ける者	住所又は居所			
	氏 名			
種 別	支 払 金 額		源 泉 徴 収 税 額	
年 金	** 1,074,770 円		円	
扶養親族等 申告書の提出 有	本 人	控除対象配偶者の有無等 有 無	本人扶養対象 配偶者の有無 有 無	
扶養親族の数 特定老人その他 人	障害者の数 (本人以外) 人	社会保険料の金額 (介護保険料額) 円		
年 金 の 種 別	生 年 月 日			

② 令和7年1月以降に年金を受け始めた方、年金の支給額が変更になった方

「年金裁定通知書・変更通知書」などの金額を年額とし、下段で所得金額に換算してください。

◎ 年金収入を所得金額に換算する計算式

- (1) 自分の年金額の合計が納まる範囲の欄に、自分の年金額の合計を記入します。
- (2) その右側へ計算をすすめ、所得金額にします。

年金収入額を「区営住宅の所得金額」に換算してください。

本人の年齢	年金収入額	所得金額	区営住宅の所得金額
65歳以上	1,100,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	1,100,001円～3,299,999円	年金収入額－1,100,000円	所得金額－100,000円
	3,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	所得金額－100,000円
65歳未満	600,000円まで	所得金額は0円	所得金額は0円
	600,001円～1,299,999円	年金収入額－600,000円	所得金額－100,000円
	1,300,000円～4,099,999円	年金収入額×0.75－275,000円	所得金額－100,000円

年金のほかに収入がある方は、それぞれ所得を計算し、申込書の所得欄へ記入してください。

特別控除について

次の「特別控除」にあてはまる場合は、①の場合は申込世帯の合計所得金額から、②の場合はその人の所得金額から、それぞれの特別控除金額を差引くことができます。

① 申込世帯の合計所得金額から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
A 老人扶養控除等	1人につき 10万円	所得税法上の扶養親族または控除対象配偶者で70歳以上の人	
B 特定扶養控除	1人につき 25万円	所得税法上の扶養親族(配偶者は含みません)で16歳以上23歳未満の人	
C 障害者控除	1人につき 27万円	① 愛の手帳等の交付を受けている人で3度・4度の人 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で2級・3級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人で3級～6級の人 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で第4項症～第2目症の人 ⑤ 65歳以上の人で、①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	D の特別障害者控除を受けている人は、Cの障害者控除をあわせて受けすることはできません。
D 特別障害者控除	1人につき 40万円	① 愛の手帳等の交付を受けている人で1度・2度の人 ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で1級の人 (障害年金等の受給に際し、障害の程度が同程度と判定された方を含む。) ③ 身体障害者手帳の交付を受けている人で1級・2級の人 ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人で特別項症～第3項症の人 ⑤ 精神上の障害により事理を弁識する能力を欠く人 ⑥ 原子爆弾被爆者の人で、厚生労働大臣の認定証の交付を受けている人 ⑦ 常に就寝を要し、複雑な介護を要する人 ⑧ 65歳以上の人で、①・③と同じ程度であるものとして福祉事務所長の認定書の交付を受けている人	

② 特別控除を受けられる人に所得があるとき、その人の所得から控除できるもの

控除の種類	特別控除金額	特別控除を受けられる人	備考
E 寡婦控除	27万円	Fの「ひとり親」に該当せず、次のいずれかに当てはまる人 ① 夫と離婚した後婚姻をしておらず、扶養親族がいる人で、合計所得金額が500万円以下の人 ② 夫と死別した後婚姻をしていない人又は夫の生死が明らかでない一定の人で、合計所得金額が500万円以下の人 なお、この場合は、扶養親族の要件はありません。 (注)「夫」とは、民法上の婚姻関係にある者をいいます。	特別控除を受られる人の所得が特別控除金額よりも少ないときは、その所得金額と同額のみ差し引きします。
Fひとり親控除	35万円	現に婚姻をしていないこと、又は配偶者の生死が明らかでない一定の人のうち、次の三つの要件の全てに当てはまる人 ① その人と事実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる一定の人がいないこと。 ② 生計を一にする子がいること。 この場合の子は、その年分の総所得金額等が58万円以下（令和6年所得分までは48万円以下）で、他の人の同一生計配偶者や扶養親族になっていない人に限られます。 ③ 合計所得金額が500万円以下であること。	

*表中の16歳以上23歳未満の人とは、平成15年2月4日～平成22年2月17日生まれの人

*表中の65歳以上の人とは、昭和36年2月17日以前生まれの人

*表中の70歳以上の人とは、昭和31年2月17日以前生まれの人

区 営 住 宅 使 用 申 込 書

申込日 8年2月5日

申込書の書き方

太い線の中を記入してください。記入漏れがあると申込みが無効になります。

裏面も必ず記入してください。現在の住宅の状況・内容等についても記入漏れのないようご注意ください。

(被験者となった際は、関係書類を提出します。)

(住民基本台帳及び住民税課課税状況の確認を行なうことに同意します。)

(居しようとする者を含む)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成8年法律第77号)の規定により決定を取り消されても異議がないことを誓約します。

(は速やかに住宅を明け渡すことを誓約します。)

申込区分	抽選番号	登録番号
世帯用	※	※

※印の欄は、記入しないでください。

郵便番号	150-0042		自宅電話番号	03-3463-1211		
住所	渋谷区宇田川町1-1 宇田川ハイツ111					
申込者	(フリガナ) 氏名	ウダガワ 宇田川	タロウ 太郎	区内在住年数	10年	
	生年月日	昭50年4月5日		年齢	50歳	
(フリガナ) 通称名 (外国人の場合)	氏	名	※申込者が単身者の場合、該当部分を○印で囲んでください。65歳以上、60歳以上65歳未満、身体障害者、精神障害者、知的障害者、戦傷病者、原子爆弾被爆者、生活保護受給者、海外からの引揚者、ハンセン病療養所等入所者、DV被害者			

区営住宅に入居しようとする世帯の構成							
氏名	続柄	生年月日 (年齢)	職業	年収額		現在働いている勤務先・事業所又は通学している学校の名称等	
				支払給与総額	所得額	円	円
宇田川太郎	本人		会社員	2,384,000	1,488,800	就職又は開業日 H19年4月1日 名称 渋谷工業㈱ 電話番号 3463-1234	年月日
宇田川花子	妻	S52年7月1日 (48歳)	無職	円0	円0	就職又は開業日 年月日 名称 電話番号	年月日
		記入漏れのないよう ご注意ください。 (歳)		円	円	就職 名称 電話	年収額欄については 7~10ページ参照。 所得額は必ず記入して ください。
		年月日 (歳)		円	円	就職 名称 電話	年月日
入居しようとす る人の総数 計 1人		特別控除金額	△400,000	円	△世帯に該当者がいる場合は○印	車いす使用者 寝たきりの人 歩行困難な人	特別控除は、 11ページを ご覧ください。
		差引所得金額	円1,088,800	円	※申込欄は○印で囲んでください。 ・身体障害者・精神障害者、 ・知的障害者・戦傷病者、 ・ハンセン病療養所等入所者 コロナウイルス爆弾被爆者、 他は18歳未満 他は60歳以上 前の子ども		

※ あなたの世帯で特別控除を受ける人又は遠隔地扶養者がいる場合は、下欄に氏名を記入してください。

老人扶養控除	特定扶養控除	障害者控除	特別障害者控除	寡婦控除	ひとり親控除	遠隔地扶養者
宇田川太郎						
氏名						

裏面も必ず記入してください！

別記第一号様式（裏）（第5条関係）

※あなたの住宅について、記入してください。

(1) 現在あなたの住宅に住んでいる人の人数 (本人も含む。) <u>2</u> 人	(4) 家賃 月額 <u>88,000</u> 円
(2) 住宅の種類 ア 持家（共有を含む。） イ 親族等の家 ウ 戸建の借家 エ 民間賃貸マンション オ 民間賃貸アパート カ 社宅・寮 キ 管理人・専監用住宅 ク 公団・公社住宅 ケ 都民住宅 コ 渋谷区区民住宅 サ 都営住宅 シ 渋谷区営住宅 ス 渋谷区借上げ高齢者住宅 セ 渋谷区地域福祉人材住宅	(5) 区営住宅に入居しようとする世帯に土地・建物の所有者（共有名義を含む。）が ア いる イ いない
(3) 住宅の規模 <u>2</u> K・DK・LDK 各居室の畳数（6畳 6畳 畳） ・洋室は畳数に直してください。 ・ダイニング、キッチンは除きます。	(6) 住宅に困っている理由 ア 家賃が高い。 イ 環境が悪い。 ウ 住宅が狭い。 エ 通勤に不便である。 オ 設備が不十分である。 カ 災害の危険がある。 キ 立ち退きの要求を受けている。 ク 住宅が老朽化している。 ケ 他の世帯と同居している。 コ 結婚するため サ その他（具体的に書いてください。）

※ 現在同居しているが、区営住宅に入らない人について書いてください。

氏名	続柄	生年月日（年齢）	区営住宅に入らない理由
		・・()	
		・・()	

記入漏れのないよう
ご注意ください。

収入のある人の氏名	収入の種類（該当するものすべて）			
宇田川 太郎	ア給与	イ事業所得	ウ年金（種類）	エその他（ ）
	ア給与	イ事業所得	ウ年金（種類）	エその他（ ）
	ア給与	イ事業所得	ウ年金（種類）	エその他（ ）

※ 家族全員に収入がない場合に記入してください。

- | | |
|-----------------------------|-------------------|
| ア 生活保護を受けている。 | イ 失業中である。 |
| ウ 仕送りで生活している。 | エ 預貯金をおろして生活している。 |
| オ その他（具体的に記入してください。）
() | |

※ 以下は身体障害者住宅に使用申込みする人のみ記入してください。

- ・ 住宅の所有者（借りている場合は大家さん）を書いてください。

氏名	住所	電話番号
笹塚 三郎	渋谷区宇田川町1-1 宇田川ハイツ 810	03-3463-1848

- ・ 区営住宅に入ろうとする家族の中の身体障害者について記入してください。

氏名	手帳記載の障害の程度	障害の内容	車いす使用者に○印
宇田川 太郎	1種 2級	両下肢機能障害	○

— 申込書の書き方のご注意 —

- 1 記入もれや、虚偽の記入があると申込みが無効になります。
申込書裏面についても必ずご記入ください。
- 2 外国人の方は本名を記入し、通称名がある場合は併記してください。
- 3 職業は具体的に記入してください。
(会社員、サービス業、大工、日雇い労働者、無職等)
- 4 収入の種類については、申込書裏面の該当箇所を必ず囲んでください。
- 5 特別控除を受ける場合は、あてはまる場所に氏名を記入してください。
- 6 申込み後の内容の訂正や変更は認めません。
- 7 申込みは1世帯につき1通です。重複申込みは、全部の申込みが無効になります。
- 8 封筒に申込書・調査表を入れて郵送にて申込みしてください。

※調査表の内容について審査を行いますので、現在の住宅の状況について詳しく書いて記入漏れのないようにしてください。

※住宅困窮度を審査し「高順位」になった方には、記入された内容を訪問調査で確認します。

こんなときは…

- 1 「申込み後、住所が変わってしまった」
・最寄りの郵便局に「転居届」を出して、区役所からの通知が届くようにしてください。
- 2 「資格審査対象者となった後に住所が変わってしまった」
・渋谷区営住宅等窓口：指定管理者(株)東急コミュニティー(TEL 3463-3552)までご連絡ください。